

# 愛西市 パートナーシップ・ ファミリーシップ 宣誓制度

この制度は、お互いを人生のパートナーとし、永続的な生活共同体を築くことを約束した二人がパートナーシップであることを市に宣誓し、宣誓したことを市が証明するものです。

制度開始日：2025年4月1日

## パートナーシップ・ファミリーシップとは

### パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性を持った生活共同体を構築している又は構築することを約した関係

### ファミリーシップ

パートナーシップにある者の方又は双方の子を始めとした近親者（三親等以内の者）を含め、家族であることを約した関係

## 宣誓ができる方

次の要件をすべて満たすパートナーシップにある方

- (1) 双方が成年に達していること  
満18歳以上の方
- (2) 双方の住所について、次のいずれかに該当すること  
ア 双方又は一方が愛西市民であること  
イ 双方又は一方が3か月以内に愛西市へ転入予定であること
- (3) 双方に配偶者（事実婚含）がないこと（ただし、宣誓者同士が事実婚の場合は対象）
- (4) 双方が他の者とパートナーシップ・ファミリーシップ又はそれに類する関係にないこと
- (5) 双方が民法に規定する婚姻をできないとされている者同士の関係（近親者等）ないこと（宣誓者同士が養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合は宣誓することができます）

## 宣誓方法

宣誓日を予約の上、必要書類を用意いただき、市民協働課窓口で申請してください。

※本制度は、法的効力を発生させるものではありません。

# 宣誓手続きの流れ

## (1) 宣誓日の事前予約

- ◆ 宣誓を希望される日（土日、祝日、年末年始除く）の7日前までに、電話またはメールで予約してください。

**予約先** 市民協働課 T E L : 0567-55-7113  
E-mail : [kyodo@cityaisai.lg.jp](mailto:kyodo@cityaisai.lg.jp)  
**受付日時** 月～金曜日 9:00～16:00 (祝日、年末年始除く)  
**確認事項** ①お2人の氏名 ②生年月日 ③住所 ④電話番号  
⑤通称名の使用の有無 ⑥外国籍の方は国籍 ⑦個室希望の有無  
⑧宣誓希望日時 (第3希望までお伝えください)

## (2) 宣誓日当日

- ◆ 予約した日時に必ずお2人揃って愛西市役所市民協働課窓口へお越しください。
- ◆ 15歳以上の近親者等の方を含めて宣誓する場合は、『近親者等の記載に関する同意書』への記入が必要となりますので、その方の同席もお願いします。
- ◆ 市職員立会いのもと、『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書』に自署し、提出していただきます。

## 宣誓時に必要なもの

### 二人とも提出が必要な書類

#### ① 愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

※提出する日に記入。市役所で用意します。

#### ② 住民票の写し等 (以下のいずれか1点)

- 住民票の写し☆
- 住民票記載事項証明書☆
  - ・宣誓者同士が同一世帯の場合、2人分の情報が記載されたもの1通で可
  - ・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

#### ③ 婚姻していないことを証明する書類

(以下のいずれか1点)

- 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）☆
- 独身証明書☆

外国籍の場合は、大使館、領事館が発行する「婚姻要件具備証明書」と日本語訳

#### ④ 本人確認ができるもの

(原本を確認、以下のいずれか1点) 【提示】

- 運転免許証
- 旅券（パスポート）
- 個人情報カード（マイナンバーカード）
- 国・地方公共団体が発行した免許証、許可証等（顔写真付きのもの）など

☆の書類は宣誓の日以前3ヶ月以内に交付されたもの  
詳細は、「ご利用の手引き」をご参照ください。

+

### 該当する場合のみ提出いただく書類

#### 3ヶ月以内に市内へ転入予定の場合

#### ②の代わりにその事実が確認できる書類

(以下のいずれか1点)

- 転出証明書
  - 売買契約書
  - 賃貸借契約書 など
- ・市内転入後、②の書類の提出が必要です。

#### 通称名の使用を希望する場合

#### 通称を日常的に使用していることが確認できる書類

(以下のいずれか1点)

- 郵便物
- 各種会員証
- 社員証 など

#### 近親者等とファミリーシップの記載を希望する場合

#### 近親者等である事実が確認できる書類

(以下のいずれか1点)

- 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）☆
- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）☆
  - ・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
  - ・「③婚姻をしていないこと等を証明する書類」で提出した書類で確認できる場合は省略可

#### 近親者等の記載に関する同意書

(15歳以上の場合)

※提出する日に同意者が記入。市役所で用意します。

#### 郵送での交付を希望する場合

別途 切手 が必要です。簡易書留郵便で送付します。

## (3) 内容確認

- ◆ 本人確認及びパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の要件を満たしているかの確認を行います。
- ◆ 準備に時間を要するため、交付までに1週間程度の期間をいただきます。

## (4) 証明書等の交付

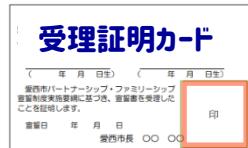
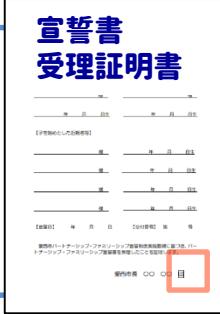
- ◆ 交付の準備ができましたらご連絡しますので、本人確認ができるものをご持参の上、受け取りにお越しください。（宣誓者のいずれかお一人で構いません。宣誓時に郵送での交付を希望した方は、簡易書留郵便にて送付します。）
- ◆ 『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書』を宣誓されたお二人に1部ずつ交付します。
- ◆ 『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード』をご希望に応じて、ファミリーシップ対象者の希望人數分交付します。

# 証明書等交付後の各種手続き

証明書等の交付後の手続きも、電話またはメールで**事前予約**をお願いします。

## 証明書等交付後の各種手続き時に必要なもの

なお、以下の（1）～（4）全ての手続きにおいても、  
・④本人確認ができるもの（2ページ下段参照）  
・**愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受理証明書**  
・**愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ 受理証明カード**（交付数全て）  
・変更後の証明書等を郵送で交付希望の場合、別途**切手**が必要となります。



### （1）近親者に関する記載の削除

◆ 宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、近親者等が記載された証明書等から近親者等の氏名等を削除するよう申し立てることができます。

**愛西市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する申立書** ※提出する日に記入。市役所で用意します。

### （2）記載事項の変更

☆の書類は宣誓の日以前3ヶ月以内に交付されたもの

◆ 宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、届出してください。

#### 共通

##### 愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書内容変更届

+

#### 変更内容を確認できる書類

##### 住所又は氏名の変更の場合

###### 住民票の写し等（以下のいずれか1点）

- 住民票の写し☆
- 住民票記載事項証明書☆
  - ・宣誓者同士が同一世帯の場合、2人分の情報が記載されたもの1通で可
  - ・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

##### 通称名の追加・変更の場合

###### 通称を日常的に使用していることが確認できる書類

（以下のいずれか1点）

- 郵便物
- 各種会員証
- 社員証 など

##### 近親者等の追記・削除の場合

###### ＜追加＞

###### 近親者等である事実が確認できる書類

（以下のいずれか1点）

- 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）☆
- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）☆
  - ・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
  - ・「③婚姻をしていないこと等を証明する書類」で提出した書類で確認できる場合は省略可

###### 近親者等の記載に関する同意書

※15歳以上の場合は届出する日に記入。市役所で用意します。

###### ＜削除＞

###### パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書

※15歳以上の場合は提出する日に記入。市役所で用意します。

### （3）証明書等の再交付

◆ 証明書等の紛失や毀損、汚損により、再交付を希望される場合

##### 愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受理証明書等再交付申請書

### （4）証明書等の返還

- ① パートナーシップが解消されたとき
- ② 双方が愛西市内に住所を有しなくなったとき
- ③ パートナーが死亡したとき
- ④ 宣誓が無効になったとき
- ⑤ 返還すべき事由が生じたとき

##### 愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受理証明書等返還届

## 受理証明書の見本

### 【愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書】

(表面)

様式第2号 (第6条関係)

愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書

【宣誓者】

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

年 月 日生 年 月 日生

【子を始めとした近親者等】

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 年 月 日生

【宣誓日】 年 月 日 【交付番号】 第 号

愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受理したことを見証します。

愛西市長 ○○ ○○ 印

(裏面)

◎注意事項

1. この証明書は、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に従って作成してください。なお、この証明書は、法的効力を有するものではありません。

2. 次の場合は、証明書及び証明カードを返還してください。

(1) パートナーシップが解消されたとき  
(2) 双方が共に市内に住所を有しなくなったとき  
(3) 一方が死亡したとき  
(4) その他記に載せるものか、返還すべき事由が生じたとき

3. 次の場合は無効となります。

(1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき  
(2) 交付を受けた証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは捏造したとき  
(3) 要綱第3条の規定に反しているとき  
(4) 要綱第4条第3項の規定に反し、市内への転入を証明する書類を提出しないとき

◆通称名を使用している場合  
以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準じるもの）を記載します。

戸籍上の氏名 \_\_\_\_\_ 戸籍上の氏名 \_\_\_\_\_

通称名 \_\_\_\_\_ 通称名 \_\_\_\_\_

【この宣誓書受理証明書について】

この宣誓書受理証明書は、宣誓者が愛西市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱に規定するパートナーシップ・ファミリーシップ（互いを人生のパートナーとして、親密な関係に基づき永続性を持った生活共同体を構築している又は構築することを約した関係及び、その関係にある者の一員又は双方の子を始めとした近親者その他の市長が適当と認めた者を含め、家族であると約した関係。）の関係にあることを宣誓し、愛西市がその宣誓書を受理したことを証するものです。

宣誓者がその関係を崩壊し、理解を得にくいためのものとして提示することができます。この受理証明書を提示された方は、本制度の趣旨を十分に理解いただけますようお願いします。

なお、本制度を利用する方の個人情報（性的指向・性自認や、本制度を利用していること等）について、本人の同意なく口外しないでください。

### 【愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード】

第 号

愛西市  
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード

様 様  
( 年 月 日生) ( 年 月 日生)

愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ  
宣誓制度実施要綱に基づき、宣誓書を受理した  
ことを証明します。

宣誓日 年 月 日  
愛西市長 ○○ ○○ 印

このカードを提示された方へ

このカードは、宣誓者が愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するパートナーシップ・ファミリーシップの関係にあることを宣誓し、愛西市がその宣誓書を受理したことを証明するものです。

このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨を御理解いただけますようお願いいたします。

子を始めとした  
近親者等 様 ( 年 月 日生)  
\_\_\_\_ 様 ( 年 月 日生)  
\_\_\_\_

（通称名を使用している場合の戸籍上の宣誓者の氏名）  
\_\_\_\_

## 市民・事業者の皆様へ

受理証明書の提示を受けられた方は、この制度の趣旨をご理解いただき、受領証の活用など、皆様のご協力をお願いします。



詳細情報・お問い合わせはこちら 市Webページ

愛西市市民協働部 市民協働課

電話 0567-55-7113

メール kyodo@city.aisai.lg.jp

